

# 研究開発税制について

科学技術・学術政策局研究開発戦略課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 参考：研究開発税制(令和6年度税制改正)

## 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除

### 税制概要

- 研究開発税制は、企業が研究開発を行う場合、法人税額(国税)から試験研究費の額の一定割合(1~14%)を控除できる制度。
- 研究開発投資総額の7割を占める民間企業のイノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力の強化を目的としている。
- 試験研究費総額の一定割合を法人税から控除できる「一般(総額)型」と、大学、企業等の共同研究等の費用等(特別試験研究費)の一定割合を法人税から控除できる「オープンイノベーション型」がある。
- オープンイノベーション型の活用により、産業界から大学等への投資を呼び込むことが期待される。

### 研究開発税制利用のイメージ

試験研究費の額



× 控除率  
(1~14%)



法人税の額



法人税額の  
20~30%まで  
控除可能  
(控除上限)

法人税額の20~30%を上限に、試験研究費の額の一定割合(1~14%)を法人税額から控除することが可能。

## ○令和6年度税制改正における研究開発税制の変更点(控除率のメリハリ付け)

以下の通り、研究開発税制の控除率について、段階的に調整。なお、本改正は、研究開発税制のうち「一般型」について改正するものであり、大学、企業等の共同研究等の費用等(特別試験研究費)の一定割合を、企業が法人税から控除できる「オープンイノベーション型」に影響するものではない。

**研究開発税制**について、**研究開発費が減少している場合**の控除率を段階的に調整。

(①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施)

